

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める  
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示  
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 畜産環境保全事業の項、優良肉用牛改良促進活性化対策事業の項、第12回全  
国和牛能力共進会推進事業の項、肉用牛繁殖基盤維持拡大促進事業の項、肉用牛肥  
育経営強化対策事業の項、酪農経営安定対策事業の項、かのや畜産ブランド確立サ  
ポート事業の項、酪農経営安定対策営農用水施設整備事業の項、肉用牛牛舎等施設  
整備事業の項、畜産臭気緊急特別対策事業の項、家畜伝染病防疫特別対策事業の項  
及びオーエスキー病清浄化対策事業の項を削る。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。